

令和7年度西都市子育て世代 移住促進住宅取得助成金交付事業

西都市では子育て世代の移住・定住促進を図るため、市内に住宅を「新築」又は「購入」する子育て世代の転入者に対し、助成金を交付します！

対象者（すべてに該当すること）

- ☐ 転入者である方
- ☐ 申請日時点で40歳未満の方又は中学生以下の子どもを養育し同居している方
- ☐ 新築住宅の工事、新築住宅・中古住宅の購入のいずれかを行う方
- ☐ 世帯員全員が住所地の税金等の滞納がない方
- ☐ 過去に「子育て世帯等住宅取得助成金」の交付を受けていない方
- ※**転入者**…西都市への転入予定者で、申請日から直近3年間西都市に住所を有しない方
既に転入している場合は、転入前の3年間本市に住所を有しておらず、かつ申請日において**転入後3年以内の方**

助成金の額

- 新築住宅（工事又は購入）×**市内**業者を利用した場合 200万円
- 新築住宅（工事又は購入）×**市外**業者を利用した場合 100万円
- 中古住宅購入の場合 50万円

対象の住宅

- 新築住宅の工事
 - ・建物本体の工事に係る費用が税込1,000万円以上のもの
 - ・**工事着工後（基礎コンクリート打設後）～完成前**であるもの
- 新築住宅の購入
 - ・建物本体、土地及び建物に付随する施設の費用が税込1,000万円以上のもの
 - ・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの
 - ・売買契約締結後～引渡し前であるもの
- 中古住宅の購入
 - ・西都市空き家等情報バンクに登録されているもの
 - ・購入費（土地代含む）が税込300万円以上のもの
 - ・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの
 - ・**売買契約締結後～引渡し前**であるもの

添付書類

次の書類の提出が必要です。

- ・交付申請書
- ・事業計画書、収支予算書
- ・工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ・立面図・平面図の写し
- ・新築住宅の工事にあつては、工事の着工を証明するもの
- ・本人及び世帯員の市税等完納証明書（住所のある市区町村役場で取得してください）
- ・工事中の新築住宅（購入の場合は対象住宅）の現況全景写真 ※別方向から2枚～3枚程度
- ・住民票の写し（市区町村役場で取得したもの（原本に限る）、世帯全員の続柄の記載があるもの）
- ・戸籍の附票（転入前直近3年間の住所が確認できるもの）

様式はコチラからも
ダウンロードできます⇒

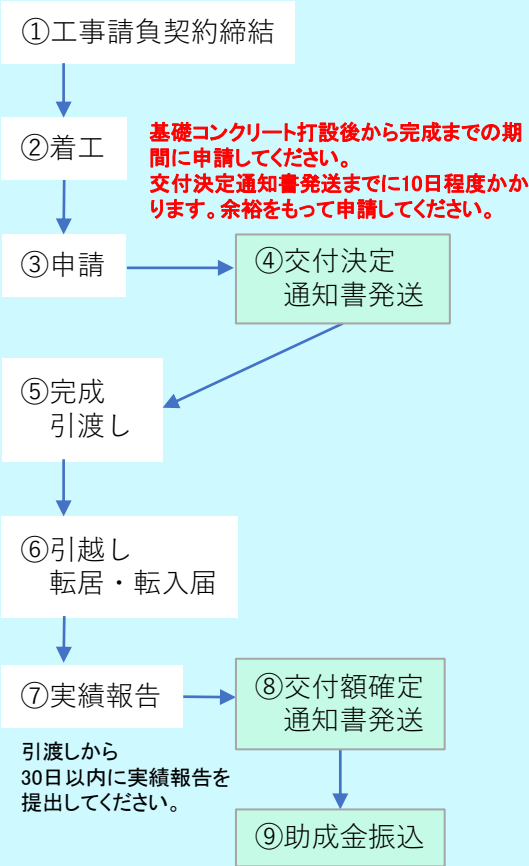


（裏面につづく）

助成金の流れ

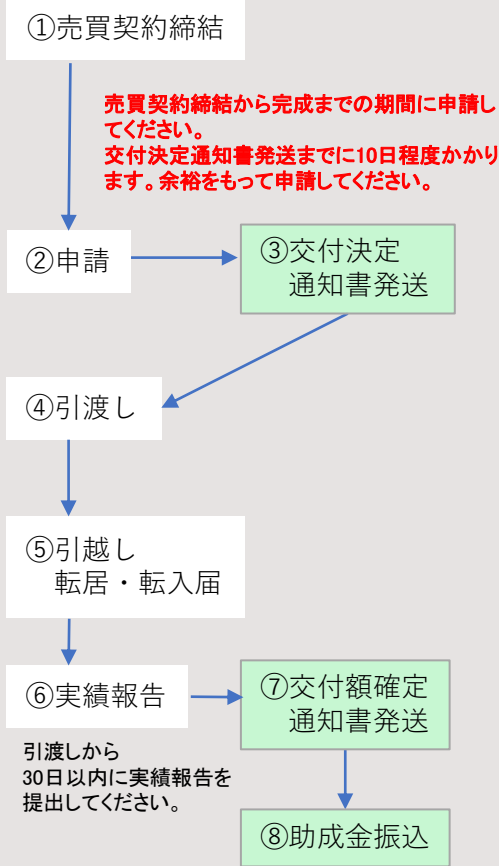
新築住宅の工事

…申請者が行うこと …市が行うこと



新築住宅・中古住宅の購入

…申請者が行うこと …市が行うこと



申請における注意事項

- 予算には限りがあり、予算額に達し次第終了します。※申請の予約はできません。
- 収益物件（例：取得した住居を賃貸経営する等）は対象外です。
- 申請者や住宅の状況により追加書類が必要な場合があります。お早めにご相談ください。

問合せ・申込先

西都はじめる相談窓口（移住・定住支援センター）

〒881-0012
宮崎県西都市小野崎1丁目55番地
電話：080-6470-4065
開所時間：10時～17時
定休日：年末年始



西都市ホームページ⇒